

令和6年度 京築広域市町村圏事務組合会計年度任用職員募集案内

会計年度任用職員とは、地方公務員法および地方自治法の改正により、一般職の非常勤の職として、一会計年度の期間（4月1日から翌年3月31日まで）を範囲として任期を設定される職に採用される職員です。

会計年度任用職員希望者登録制度は、令和6年4月以降に当組合（消防本部）で会計年度任用職員として勤務することを希望する方に事前に登録していただく制度です。登録期間は令和7年3月31日までとなります。この制度に登録された方の中から書類審査又は面接等により任用を決定します。

ただし、登録しても必ず任用されるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

1 登録対象となる職種

一般事務補助職員（消防本部の事務）

2 募集人数

パートタイム会計年度任用職員 2名

3 任用条件

○ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

<欠格条項>

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・京築広域市町村圏事務組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○ パソコン（ワード・エクセル）の基本操作（文書作成等）ができる方

○ 電話・窓口で親切丁寧な対応ができる方

4 登録申込手続き

○ 登録申込は、消防本部総務課への持参又は郵送で受け付けます。

（1）応募書類

登録申込書（京築広域圏消防本部総務課で配布及び京築広域圏消防本部ホームページに掲載）

※ 申込書の太線内に必要事項を記入してください。

（2）登録申込

- ・受付場所 京築広域圏消防本部 総務課
- ・受付期間 令和6年3月18日（月）～ 3月25日（月）
8時30分から17時00分まで
（ただし、土曜、日曜日及び祝祭日は除きます。）

※ 郵送の場合は、3月25日までに到着し、書類が完備しているものに限り受け付けます。封筒の

表には必ず「会計年度任用職員登録申込書在中」と朱書きしてください。

提出及び問合せ先 〒828-0061 福岡県豊前市大字荒堀 525 番地 1
京築広域市町村圏事務組合
京築広域圏消防本部総務課

TEL 0979-82-0119

5 申込書の記載内容等

- 申込書の記載内容に変更がある場合や他に就職先が決定した等で事務組合の任用を希望しなくなった場合は、速やかに消防本部総務課へ連絡してください。
- 提出された申込書はお返しできませんのであらかじめご了承ください。

6 登録の有効期限

- 登録の有効期限は1年間です。

7 任用の方法

- 書類審査又は面接により任用を決定します。日時や場所については、個別に連絡します。

8 勤務条件等

(1) 勤務場所

京築広域圏消防本部

(2) 任用期間

会計年度任用職員は会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の範囲内の期限です。

一会計年度の任期終了後、人事評価等により公募によらず同一の職務内容の職に再度任用される場合があります。ただし、機構改革や人員配置の見直し等により、その職がなくなった場合にはこの限りではありません。

(3) 条件付採用

採用後1か月間（採用後1か月間の実際に勤務した日が15日に満たない場合は、15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付期間中に良好な成績で職務を遂行したときに正式に採用します。

(4) 勤務時間（パートタイム勤務）

一日につき7時間45分を超えず、一週間当たり29時間を超えない範囲内で決定されます。

※ 勤務時間外に勤務を命じられることがあります。

(5) 給与等

給料・報酬 122,136 円～145,187 円の範囲で学歴、実務経験等により給料額が決定されます。基本給のほか、時間外勤務手当を支給します。また、要件を満たす場合は通勤手当、期末手当、勤勉手当（6月、12月）を支給します。

(6) 週休日

原則として、日曜日及び土曜日、非定例日（週あたり1日）を週休日とします。

(7) 休日

国民の祝日に関する法律で規定する日及び12月29日から翌年の1月3日までを休日とします。

(8) 休暇

任用期間に応じて、年次有給休暇等の休暇を付与します。

(9) 各種保険の適用

地方公務員等共済組合法、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、加入要件を満たす場合はそれぞれ適用となります。

(10) その他

地方公務員法に規定されるサービスの各規程（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されるほか、分限、懲戒の規定に該当する場合は、処分の対象となります。

9 登録申込書の取扱いについて

(1) 個人情報の取り扱い

登録申込書に記載された個人情報については、会計年度任用職員希望者登録制度に係る任用手続きに必要な範囲内のみで使用します。

(2) 希望者の登録及び登録申込書の廃棄

提出された登録申込書はお返しできませんのであらかじめご了承ください。また、登録期間（令和7年3月31日まで）終了後は、当方にて登録申込書を廃棄しますので、登録の更新を希望される場合は、再度登録申込書を総務課に提出していただくことになります。